

只見町新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 只見町は、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される状況下において、町内商工業者の経済活動による感染を予防するとともに地域経済の維持及び回復を図るため、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定める。

- (1) 町内商工業者とは、町内に本社、本店、支店又は事業所等を有する事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日に政府対策本部長（内閣総理大臣）が事態宣言を行う原因となった疾病（以下「対象疾病」という。）
- (3) 3密とは、対象疾病の感染を予防するために避けることが重要とされる「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が集まる密集場所」、「互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる密接場面」の総称
- (4) 濃厚接触とは、対象疾病の感染者に対し、発病した日の2日前以降、必要な感染予防対策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で15分以上接触があった場合

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に掲げる業種に該当する町内商工業者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき行う補助事業の対象経費で、国、県又は町の他の補助金等の助成を受けている者（融資、利子補給、信用保証料の補助及び対象疾病の影響による減収への給付金等は除く。）は補助対象者としなない。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助率、交付上限等は、別表2に定めるものとする。

(交付申請)

第5条 当該補助金を申請する者は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金（変更）交付申請書（様式第1号）（以下「(変更)交付申請書」という。）を、その提出期限は町長が別に定める。

- 2 補助金交付申請の前に、令和2年4月1日以降支出した経費があり、これを補助対象経費としたい場合、又は補助金交付申請を行ってすぐに補助対象経費の支出が必要な事情がある場合は、指令前着手届（様式第2号）を前項の(変更)交付申請書とともに提出しなければならない。この場合、申請者は次に掲げる各号についてあらかじめ承諾していること。

- (1) 指令前着手届が提出された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないこと。
- (2) 町の予算を超えた申請があった場合や補助対象経費に認められない経費が減額されるなど、諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。
- (3) 指令前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。
- (4) 指令時、補助対象経費の一部が査定される場合があり、当該査定部分は自己負担となること。

3 申請者は、補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

4 申請者は交付申請の際に町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 6 号の別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、転売、返品等の不正利用を禁止すること。

（申請の取下げ）

第 7 条 規則第 8 条の町長が定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（変更の承認申請）

第 8 条 事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

（事業完了及び実績の報告）

第 9 条 当該事業が完了したときは事業完了の日より起算して 30 日以内又は年度末までに新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業完了報告兼実績報告書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 3 項ただし書により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項の規定による書類を提出するに当たり消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条第 3 項ただし書により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の規定による書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに町長に報告するとともに、これを返還しなけ

ればならない。

4 申請者は町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 事業が完了した場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、この補助事業で購入した財産とする。

3 補助事業者は、当該事業目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第13条 その他当該補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表1（第3条関係）

区 分	対象施設区分
医療施設	歯科、薬局、しんきゅう・マッサージ店
生活必需物資販売施設	食料品売場（移動販売店舗含む）、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、衣料品店、雑貨屋、酒屋、本屋、自転車屋、家電販売店、家具屋、自動車販売店、カー用品店、花屋
交通機関	タクシー、配達、道路貨物運送
工場・建設等	工場、作業場、電気工事店、工務店
金融機関	保険代理店
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店、美容院、郵便局、不動産屋、ランドリー、クリーニング店、ごみ処理関係
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋
住宅・宿泊施設	ホテル、旅館、民泊
遊興施設	スナック、カラオケ店
遊戯施設	パチンコ屋
学習塾	学習塾、英会話教室、音楽教室、生け花・茶道・絵画教室、そろばん教室
商業施設	古本屋、アウトドア用品店、スポーツグッズ店、土産物屋、写真屋・フォトスタジオ、観光案内業、農機販売店
その他	町長が必要と認める施設

別表 2 (第 4 条関係) (補助対象経費、補助率、補助上限額等)

補助対象経費区分	補助率	交付上限額
<p>科学的に裏付けのある知見に基づき、3密、濃厚接触等を避け、感染を予防する経費</p> <p>A 飛まつ感染予防資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護眼鏡、アクリルパネルの購入 等 <p>B 接触感染予防資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い、うがい、消毒用の薬剤購入 ・ 清掃資材購入 等 <p>C 空気感染予防経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 密閉空間を解消する換気扇設置 ・ 閉鎖空間を解消する窓設置工事 等 <p>D 感染が疑われる者の把握器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非接触型体温計 等 	10/10	10 万円

(1) 土地、建物、人件費、旅費、事務的経費は除く。

(2) 機械、器具等を取得する場合は、新型コロナウイルス感染症対策として有効性を客観的に把握できる資料を添付すること。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

只見町長

申請者 住 所
氏 名

印

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金（変更）交付申請書

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金の（変更）交付を受けたいので下記により申請します。

記

1. 対象施設区分
2. 補助対象事業の目的及び内容
3. 事業着手及び完了予定
4. 対象経費整理表

区 分	交付申請額
(1) 飛まつ感染予防資材	
(2) 接触感染予防資材	
(3) 空気感染予防経費	
(4) 感染が疑われる者の把握器具	
合 計	

5. (変更) 交付申請額 円（10万円上限）

※ 変更時は取消線を引き、下段に変更額を記載のこと。

様式第2号(第5条第2項関係)

年 月 日

只見町長

申請者 住 所
氏 名

印

指令前着手届

只見町新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき交付申請を行った補助金について、同要綱第5条第2項の規定に基づき交付決定前に事業に着手したいため提出します。

なお、後述の注記について理解し、補助金の交付決定額が申請額を下回った場合又は不採択になった場合は自己負担とし、異議申立てをいたしません。

記

1. 補助金交付申請年月日 年 月 日
2. 補助金交付申請額 円
3. 着手予定年月日 年 月 日

《注記》

- (1) 指令前着手届が提出された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないこと。
- (2) 町の予算を超えた申請があった場合や補助対象経費に認められない経費が減額されるなど、諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。
- (3) 指令前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。
- (4) 指令時、補助対象経費の一部が査定される場合があり、当該査定部分は自己負担となること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

只見町長

申請者 住 所
氏 名 印

只見町新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業 完了報告兼実績報告書

年度新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業を、下記のとおり完了しましたので実績を報告します。

記

1. 交付決定年月日及び指令番号 年 月 日付 只見町指令 第 号

2. 対象経費実績整理表

区 分	実績額
(1) 飛まつ感染予防資材	
(2) 接触感染予防資材	
(3) 空気感染予防経費	
(4) 感染が疑われる者の把握器具	
合 計	

3. 実績額 円 (A)
交付決定額 円 (B)
差引 円 (A) - (B)

4. 添付資料 領収書の写し又は支払証拠書類
物品の取付けがあった場合、実施状況がわかる写真

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

只見町長

申請者 住 所
氏 名 印

只見町新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金 交付請求書

年 月 日付 只見町指令 第 号で交付決定のあった新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金について、下記の金額を請求します。

記

請求額 円

振込先口座

金融機関名	
本・支店名	
口座種類	
口座番号	
口座名義人氏名	
口座名義人カナ	